

## 法立西光坊地区 暫定用途地域 位置図



### 暫定用途地域とは

土地区画整理事業等の整備に備えて、建物の乱立を防ぐことを目的として一時的に厳しい制限を定めている地域をいいます。

具体的には、第一種低層住居専用地域、建蔽率30%、容積率50%、建築物の高さの制限10mの用途地域を定めて、土地利用を制限した地域を指します。